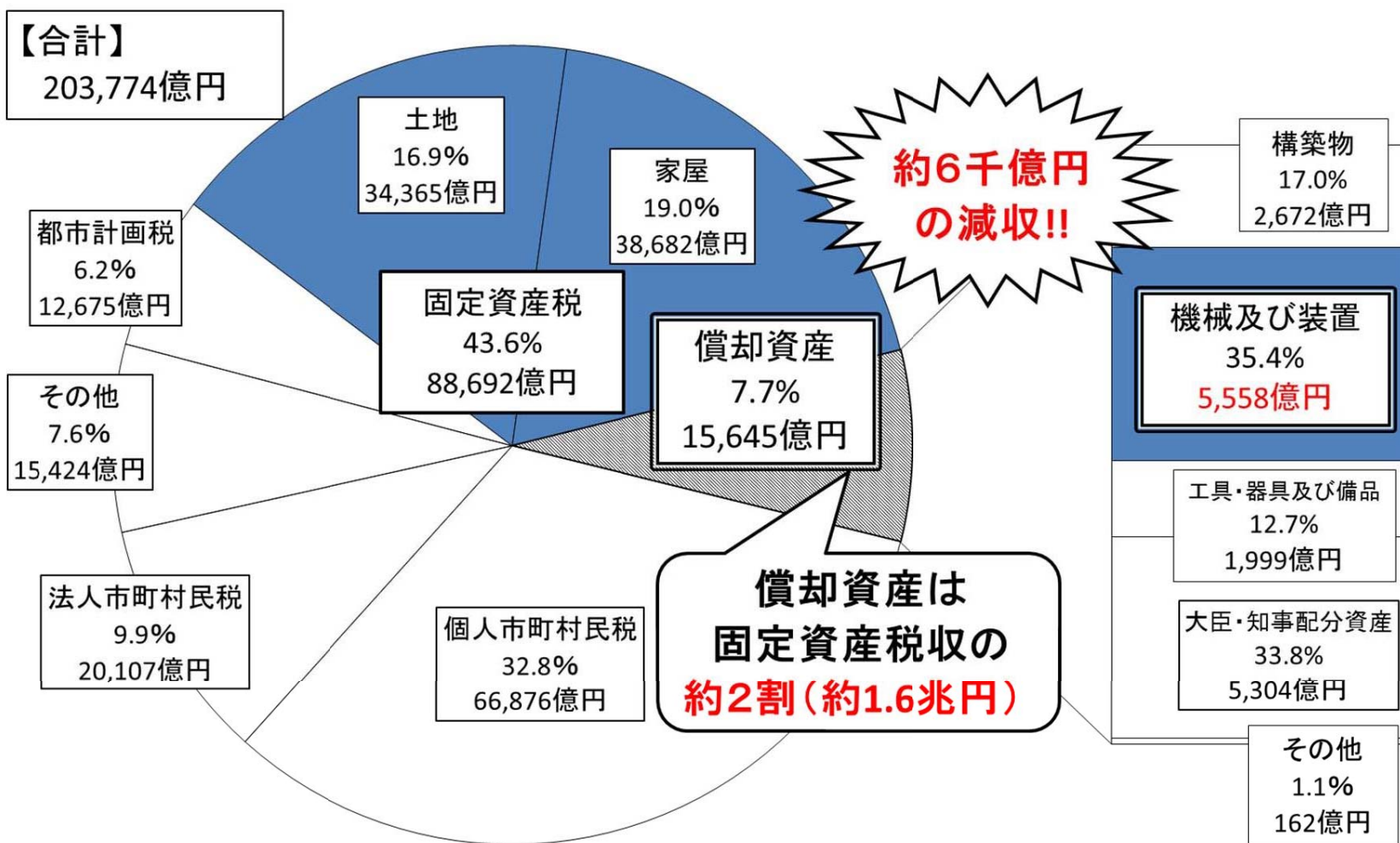


市町村の税収内訳に占める償却資産課税の割合



(注) 1 円グラフは「地方税に関する参考係数資料(平成25年度)」より。税額は、超過課税分を含む。

2 棒グラフは平成23年度概要調書の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を乗じて算定。このため償却資産の税額の合計額は、円グラフの合計額とは一致しない。

3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。